

東京都知的財産総合センター 成果事例のご紹介⑥(全11回)

ユーザーの声聞き開発した 「付け眉毛」の特許を粘り強く出願

株式会社 カトリ

平成5年創業より、主に女性向けのヘアバンド、カチューシャ等の装飾品を手掛け、徐々に女性用のかつら、部分かつらにウエートを置いていった。それぞれのアイテムに、色々な工夫を加え、特徴のある製品作りをする会社である。

代表取締役：神 一英

所在地：東京都中央区日本橋馬喰町1-13-6

業種：おしゃれ雑貨、装飾品

資本金：1,000万円

眉毛は顔のポイントとなるものであるが、機能的にも顔に掻いた汗が目に流れ込まないようにする役目がある。同社はユーザーの問い合わせなどで、抗ガン剤で眉毛を失った人が多いことを知り、そういう人たちに役立つものになると考えて開発を進めた。

試作品ができた時点で、東京都知的財産総合センターに赴き「特許は無理かもしれないが、意匠登録でもできないか?」と相談をした。榊社長には、それまでいくつか特許出願の経験はあったが、弁理士任せで、有効な権利化をしているとは言えないものであった。

当センターの相談員は、できるだけ有効な特許権を目指すべきことと、そのために先行特許調査と特許明細書を理解するように勧めた。榊社長は、特許庁に出向き先行特許調査を熱心に行い、なおかつ明細書案作りを行った。相談員の「文章が情緒的だ」という度重なるダメ出しにも、榊社長は何度も食付き、平成17年2月に自力で特許出願できた。

しかしその後早期審査請求をしたところ、平成18年1月に拒絶理由通知が送られてきた。米国特許に「パネルに人毛を設けた眉毛」が存在しているためだ。当センターと榊社長の10回にも及ぶ相談の結果、米国特許との違いを出すには、薄いフィルムに毛を縫い込み、裏に接着剤層を形成し、更に毛を縫い込むことを繰り返す製造プロセスで特徴づけるという結論に至った。

その後特許請求の範囲の補正案を作った時点で当センターは、榊社長には審査官との面接審査を勧め、さらに面接で

はサンプルを提示した上で補正案の説明をし、審査官からアドバイスをもらうように指示した。面接での審査官のアドバイスを取り入れて拒絶理由通知に対する応答をなしたところ、平成18年5月特許査定を受領することができた。



付け眉毛使用前



付け眉毛使用后

現在、専門雑誌などに「付け眉毛」の紹介を載せるなどしてアピールし、ビジネスの上でも販売を伸ばしてきている。

企業の声

中小企業にも、特徴のある技術を持っているところが多く、うまく指導してもらえば、権利化して値段勝負ではないところで事業を進めることは可能だと思います。今回の特許出願の際、多数の先行特許を読んでその組み立て方を学べました。また10数回以上の明細書案を知財センターで添削してもらい、いい内容で特許出願できたと思います。

担当：知的財産アドバイザー 児玉 志郎



当センターを利用し、経営に生かしている企業の取り組みを紹介している「成果事例集」を発行しています。

知財のよろず相談を専門家集団(相談員・弁理士・弁護士)がサポート!

東京都知的財産総合センターでは、中小企業の皆さまの知的財産に関するご相談を承っております

【無料・予約制】 TEL 03-3832-3656

会社トップページ → メニュー一覧 知的財産